＜金沢赤十字訪問リハビリテーション＞

事業所名	金沢赤十字訪問リハビリテーション
事業の種類	訪問リハビリテーション事業　介護保険事業所番号１７１０１１２３３３
管理者	大酢　和喜夫
事業所の所在地	石川県金沢市三馬２丁目２５１番地　金沢赤十字病院内
事業所の連絡先	０７６－２４２－９８２４
事業所の区分	（予防）訪問リハビリテーション
運営方針	事業所の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法または作業療法を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
サービス内容	事業所医師の指示に基づいて、理学療法士または作業療法士が、①関節可動域練習　②筋力強化練習　③起居動作練習　④バランス練習　⑤歩行練習　⑥日常生活動作練習　⑦住環境整備（福祉用具や住宅改修）　⑧リハビリテーション指導（自主練習や介助方法）⑨呼吸練習　等を行う。
営業日・営業時間	営業日：月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から１月３日まで、５月１日は休業とする。 営業時間：午前８時３０分から午後５時まで（月曜日から金曜日まで）
通常の事業の実施地域	金沢市、野々市市
従業者の職種、員数	管理者　医師　１名（常勤職員）、医師（管理者を含む）１名以上（常勤職員）、理学療法士または作業療法士１名以上（常勤職員）
緊急時における 対応方法	指定訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の容態の変化や必要時の場合は速やかに金沢赤十字訪問リハビリテーション医師に連絡します。

虐待の防止のための措置	当事業者では虐待またはその疑いが発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
相談、苦情窓口	金沢赤十字訪問看護ステーション　管理者　水口　睦 連絡先　０７６－２４２―９８２４
利用料	**＜介護保険利用の場合＞** ・料金は単位数に地域加算 10.17 をかけた金額となり、介護保険負担割合証（1 割、２割、3 割）で自己負担額は変わります。 （理学療法士・作業療法士）　要支援１・２　要介護１～５ ２０分（１回）　２９８単位　３０８単位 ４０分（２回）　５９６単位　６１６単位 ６０分（３回）　８９４単位　９２４単位 〈加算〉 サービス提供体制加算Ⅰ　６単位／回 退院時共同指導加算（退院時）　６００単位 短期集中リハビリテーション実施加算（１日につき）　２００単位 介護職員等処遇改善加算　１ヶ月あたりの介護サービス総単位数　１．５％
事故発生時の対応 損害賠償責任	当事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、居宅介護支援事業者　等に連絡を行うとともに損害賠償をいたします。
秘密保持	利用者やその家族から得た情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、業務上知り得た利用者やその家族の秘密は、契約終了後も同様です。
連携	介護支援専門員および保健、医療、福祉サービスを提供する機関との連携に努めます。
感染予防の対策	従業者は指定訪問リハビリテーション等を提供する際には提供の前後に手洗いまたは携帯用のアルコールによる手指消毒を実施する。感染症の感染状況を考慮して必要時にはマスクの着用やアイシールド、使い捨て用のグローブを使用する。マスクやアイシールド、使い捨て用のグローブは使用後に医療用廃棄ボックスに捨てます。
業務継続計画の策定等	当事業者は感染症や自然災害の発生において利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するために非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い、定期的な見直しを行い、必要な措置を講じます。

令和８年６月１日